

◆「先端設備等導入計画」の認定を受けられる「中小企業者」の規模

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※「製造業その他」には、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※固定資産税の特例を受ける場合の対象規模要件は異なりますのでご注意ください。

◆認定された先端設備等導入計画に基づき、対象設備（①機械装置・器具備品などの償却資産 ②事業用家屋及び構築物（広告塔など））を新規取得した場合、それに係る固定資産税が3年間ゼロになります。税の軽減措置を受けるためには税務課への申告が必要です。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者
対象設備	一定期間内に販売されたモデルであり、かつ生産性向上に資する指標が旧モデル比で、年1%以上向上する下記の①の償却資産、②の構築物  【資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ①償却資産として課税されるもの ・機械装置（160万円以上/10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ・器具備品（30万円以上/6年以内） ・建物附属設備（60万円以上/14年以内） ②事業用家屋及び構築物（広告塔など）（令和2年5月新規に追加） ※事業用家屋は設備の取得価格の合計額が300万円以上の設備等とともに導入されたもの。
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されているものであること 中古資産でないこと

◆申請に必要なとなる書類

新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画に係る認定申請書（様式第三）</li> <li>・認定支援機関確認書</li> <li>・工業会証明書の写し</li> <li>・納税証明書</li> <li>・履歴事項全部証明書（写し可）</li> <li>・誓約書（工業会証明書を後から追加提出する場合）（様式第四または様式第四の二）</li> <li>・返信用封筒（A4の認定書が入るもの。切手を添付）</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（様式第五）</li> <li>・変更後の先端設備等導入計画（認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成。変更・追記部分に下線を引く）</li> <li>・認定支援機関確認書</li> <li>・工業会証明書の写し</li> <li>・誓約書（工業会証明書を後から追加提出する場合）（様式第六または様式第六の二）</li> <li>・変更前の先端設備等導入計画の写し</li> <li>・事業の実施状況を記載した書類（参考様式三）</li> <li>・返信用封筒（A4の認定書が入るもの。切手を添付）</li> </ul>